

令和3年度町県民税等の課税誤りについて

令和3年度の町県民税及び国民健康保険税等について、所得情報等の入力確認作業の誤りにより一部税額に誤りがあったことが判明いたしました。

該当する納税者の皆さまにご迷惑をおかけしたことで、本町税務行政の信頼を著しく損なうこととなり深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止を徹底するとともに、研修等を通じた指導を図り、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

【経緯】

令和3年12月13日に町民の方から、町県民税の税額と納付状況について問い合わせがあり、課税情報を確認したところ、税務システムに未入力の所得情報及び誤ったデータがあり、税額の算定に誤りがあることが判明しました。

【原因】

税務署に対して電子申告があった所得金額等を、町の税務システムへ入力作業をする際に確認が不十分であったことで入力が漏れてしまい、所得額を本来の所得額より少なく、又は多く算出してしまったものです。

【対象人数・影響税額】

- ・対象人数 5名
- ・影響税額等 9件 総額 1,914,500円
 - 町県民税 増額3件 1,039,600円 減額1件 48,500円 計991,100円
 - 国民健康保険税 増額2件 584,600円 減額1件 10,400円 計574,200円
 - 介護保険料 増額1件 52,300円
 - 後期高齢者医療保険料 増額1件 296,900円

【今後の対応】

対象の方には、戸別に訪問し事情の説明と謝罪を行うとともに、追加課税と納付のお願いと、還付該当者には速やかに手続きを進めます。

【再発防止について】

今回の発生原因を職員全員が共通認識するとともに、今後は、携わる職員が共通の理解の下に事務処理できるよう入力作業マニュアルを作成するとともに、入力作業時における入力誤りや入力漏れがないよう細心の注意を払い、複数職員による二重確認作業を徹底し、再発防止に努めます。

連絡先 七ヶ宿町町民税務課

担当： 今野・永倉

電話：0224-37-2193 FAX：0224-37-2577